

世田谷区自動体外式除細動器(AED)貸出要綱

20世保企第170号

平成20年7月28日

(目的)

第1条 この要綱は、区民が参加又は主催するスポーツ競技その他の各種行事において、参加者等が心停止状態に陥ったときに備え、主催する団体に自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を貸し出し、区民の安全と安心を推進するとともに、救命率の向上に寄与することを目的とする。

(貸出の対象行事等)

第2条 AEDの貸出しは、次のいずれかに該当する行事に行うものとする。

- (1)区が主催(共催を含む)、後援又は協力する行事。
- (2)区民が主な対象となるスポーツ競技、イベント、講習会等の各種行事。
- (3)前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認める行事。

2 前項の行事は、営利を目的としないものとする。

(貸出の対象団体)

第3条 AEDの貸出の対象となる団体は、第2条に定める行事等を主催する団体とする。

(貸出の要件)

第4条 AEDの貸出しを受けようとする団体は、原則として消防機関等が実施するAEDを使用した救命講習を修了する等、基本的な心肺蘇生処置の知識を有する者を配置させるものとする。

(貸出の期間)

第5条 AEDの貸出期間は、貸出しを受けた日から7日以内とする。ただし、区長が特別な理由があると認めた場合は、期間を延長することができる。

(貸出の申請)

第6条 区長は、AEDの貸出しを受けようとする団体の代表者に、貸出しを希望する日の2箇月前の日の属する月の初日から貸出しの申し出をさせた上、自動体外式除細動器(AED)借用申請書(第1号様式。以下「借用申請書」という。)を提出させるものとする。

(貸出の決定)

第7条 区長は、前条の規定により借用申請書が提出された場合は、内容を審査し、貸出しの可否を決定したときは、自動体外式除細動器(AED)貸出可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 貸出しの期間が重複する申請があった場合は、原則として申込順で優先順位を決定する。
- 3 区長は、第1項の規定により貸出しを決定したときは、貸出整理台帳に所要事項を記載するものとする。

(貸出中の維持・管理)

第8条 区長は、貸出しを受けた者に、AEDを常に良好な状態で保管させるとともに、機器の特殊性に配慮した管理に努めさせるほか、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) AEDを、使用説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

(実績報告)

第9条 区長は、貸出しを受けた者に、AEDを返却する際、自動体外式除細動器(AED)使用報告書(第3号様式)を提出させるものとする。

(費用の負担)

第10条 AEDの貸出しは、無償とする。ただし、貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 区長は、貸出しを受けた者がその責めに帰すべき理由により、当該AEDを故障させ、破損させ又は紛失したときは、貸出機器と同種のもの又は相当と認める金額を、賠償させることができる。

(返還)

第12条 区長は、次のいずれかに該当するとき、貸出しを受けた者からAEDを返還させることができる。

- (1) 利用者がAEDを使用しなくなったとき。
- (2) 申請内容又は承認の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。